

告 示

埼玉県告示第千六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所に置いて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あすなる会

三 代表者の氏名

大澤 康秀

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡嵐山町大字古里七百六十一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会において支援を必要とする人々に対して、快適な生活の場を提供するとともに、適切な情報提供、支えあえる人間関係作り、交流の場作りに関する事業を行い、すべての人達が生き生きと楽しく生活できる地域社会作りに寄与することを目的とする。